

第四次長野県環境基本計画の策定について（中間報告）

環境政策課

1 計画の位置付け

- 本計画は、「長野県環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する。
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく本県の行動計画を包含するとともに、本計画における「水環境の保全」を「第6次長野県水環境保全総合計画」として位置付ける。

2 長野県環境基本計画策定専門委員

役職	氏名	所属
委員長	中村 寛志	国立大学法人 信州大学 名誉教授
委員長代理	藤波 博	公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 調査部長
委員	大和田 順子	一般社団法人 ロハス・ビジネス・アライアンス共同代表
委員	河口 真理子	株式会社 大和総研 調査本部 主席研究員
委員	田中 信一郎	一般社団法人 地域政策デザインオフィス 代表理事
委員	平林 公男	国立大学法人 信州大学 学術研究院 繊維学系 応用生物科学 教授

3 検討状況

(1) 長野県環境基本計画策定専門委員会の開催状況

開催日	主な検討内容
第1回（4月27日）	・ 第三次長野県環境基本計画の進捗状況の確認 ・ 環境を取り巻く現状と課題の整理 ・ 第四次長野県環境基本計画の主な検討項目
第2回（6月15日）	・ 第四次長野県環境基本計画の構成の検討
第3回（9月13日）	・ 第四次長野県環境基本計画骨子（案）の検討
9月末～10月初旬	・ 専門委員による分野別検討

(2) 県民との意見交換・有識者のヒアリング等
別紙のとおり

4 計画の基本的考え方

「SDGsによる施策の推進」

- SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられている。
- 目標達成に向けては、県民、事業者、NPO、行政機関などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められている。また、SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割が求められている。
- 本県は、全国で4番目に広い県土を有し、その8割を占める広大な森林は清らかな水や空気を育み、多様な生物の生息場所となっている。本計画では、SDGsの視点を踏まえ、あらゆる主体のパートナーシップにより、こうした本県の美しく豊かな自然環境を次代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指す。

5 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
環境審議会	4/25 諮問						10/19 (中間報告)			答申
専門委員会	4/27 検討項目		6/15 構成			9/13 骨子(案)		11/14 答申(案)		

(別紙)

■県民との意見交換

平成29年2月～7月にかけて、地域で環境活動に取り組んでいる団体、大学生・高校生などと意見交換を実施（開催地：県内10広域 参加者数：延べ616名）

■有識者へのヒアリング

【脱炭素社会の構築】

6月23日	慶應義塾大学 特任教授 小林 光氏 (環境エネルギー戦略全般について)
6月30日	(一社)クラブボーバン 代表・(株)日本エネルギー機関 顧問 村上 敦氏 (交通部門の低炭素化等について)
6月30日	(株)日本エネルギー機関 代表取締役 中谷 哲郎氏 (既存建物の省エネ対策等について)
8月22日	産業技術総合研究所 主任研究員 歌川 学氏 (エネルギー戦略全体の現状把握等について)
8月25日	信州大学 准教授 茅野 恒秀氏 (地域主導型自然エネルギー等について)

【水環境の保全】

8月1日	信州大学教授 中屋 眞司氏 (地下水等について)
8月3日	NPO法人天竜ゆめ会議 代表理事 福澤 浩氏 (水辺環境等について)
8月4日	国立環境研究所社会環境システム研究センター 主席研究員 青柳 みどり氏 (環境社会学等について)

■先進地視察

5月25日～26日	ヨコハマ・エコ・スクール、なごや環境大学 (環境教育の取組を聞き取り)
6月15日	なべくら高原「森の家」 (なべくら高原・森の家が行う自然体験プログラムの視察)

第1章 計画の基本的考え方

1 計画の位置付け

- 長野県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。

- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に規定する行動計画及び「第6次長野県水環境保全総合計画」に位置付け。

2 SDGsによる施策の推進

- SDGsの視点を踏まえ、あらゆる主体の「パートナーシップ」により本県の美しく豊かな自然環境を次代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指す。



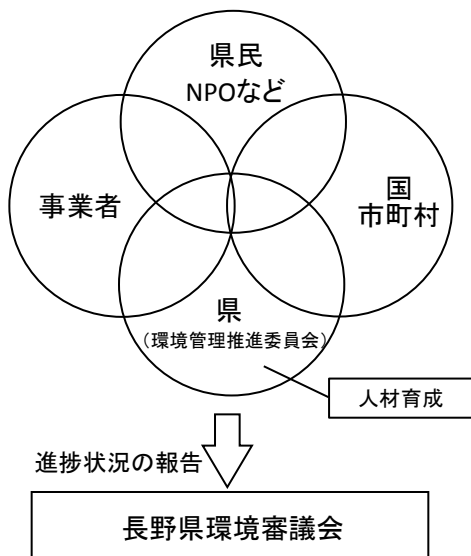
3 計画期間

平成30年度（2018年度）から
平成34年度（2022年度）までの5年間

4 対象とする施策の範囲

- 持続可能な社会の構築に関すること。
- 脱炭素社会の構築に関すること。
- 生物多様性・自然環境の保全と利用に関すること。
- 水環境の保全に関すること。
- 大気環境等の保全に関すること。
- 循環型社会の形成に関すること。

第5章 計画の推進体制等



第2章 現状と課題

＜施策の柱＞

1 持続可能な社会の構築

- SDGsの採択を受け、国は「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、実施指針を決定。地方自治体においてもSDGs達成に向けた取組の促進が求められている。
- 人口減少社会の到来により、国内・域内需要や経済・社会・環境の担い手が減少し、地域活力の低下が懸念。
- 「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」を実行している人の割合が減少傾向。特に若年層で顕著。

2 脱炭素社会の構築

- 現状のまま環境政策よりも経済活動を優先した場合、21世紀末には世界平均地上気温が2.6～4.8℃上昇すると予測。
- 2015年12月、パリ協定が採択。世界では脱炭素化を考える企業・自治体が増加。平成29年9月、再生可能エネルギー100%地域を目指した「長野宣言」を採択。
- 本県の平成25年度温室効果ガス排出量は1,542万t-CO2で、平成2年度比0.8%増加。特に、運輸、家庭、業務部門で増加。
- 太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入量は増加。一方、小水力発電やバイオマス発電等の導入量は十分ではなく、再生可能エネルギーの熱利用は普及の遅れ。

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

- 開発、里山の利用衰退、外来種の移入・分布拡大、地球温暖化の影響などにより、多くの動植物の生息・生育への脅威が拡大。
- 自然公園の利用者数は増加傾向にあるが、地域により偏りがある。また、踏みつけによる植生破壊、し尿処理などの課題が発生。
- 里地里山における人の活動の縮小に伴い、適正に管理されていない森林や荒廃農地が増え、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化が危惧。

4 水環境の保全

- 県内の河川・湖沼などの水質は長期的には改善傾向。湖沼の環境基準達成率は38.5%と低い状況。
- 水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少。また、人口減少、過疎化等により手入れがされない地域もあり、森林や農地等が持つ地下水の涵養機能の低下が危惧。

5 大気環境等の保全

- 光化学オキシダントを除く大気汚染物質は環境基準を達成。光化学オキシダントや微小粒子状物質の国内外からの移流による広域的な大気汚染が懸念。
- アスベストを使用した建築物の解体作業の増加による環境への飛散が懸念。
- 新幹線による騒音について、金沢延伸以降、一部に環境基準を超過する地点が存在。

6 循環型社会の形成

- 一般廃棄物の総排出量は年々減少し、2年連続で日本一ごみの排出量の少ない県を達成。生ごみや事業系の紙ごみの削減が課題。
- 産業廃棄物の総排出量は、汚泥の増加により年々増加傾向。
- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者による廃棄物の保管基準違反などの不適正処理が跡を絶たない状況。

第3章 長野県の将来像（概ね2030年頃）

- 県民一人ひとりが日々の暮らしを見直し、環境に配慮した行動を実践。
- 県民、事業者、NPO、行政機関などあらゆる主体の「パートナーシップ」により環境保全活動が活発化。
- 本県の豊かな自然や環境を活かした新たなライフスタイルが定着し、移住者や交流人口が増加。

- 社会全体で省エネルギーが推進。また、自動車から徒歩・自転車・公共交通へ移動手段が転換が進んだ脱炭素型のまちづくりが実践。
- 地域での効率的なエネルギー利用が進み、「再生可能エネルギー100%地域」に向けた取組が進展。
- 気候変動に対する緩和策と適応策が社会全体で進み、県民生活や自然環境等への被害が最小限あるいは回避。

- 在来種を主体とした自然環境が保全され、希少動植物を含む生物多様性が確保。
- 本県の豊かな自然環境の地域資源としての価値が高まり、多くの人が来訪。また、利用者の環境に対する配慮意識が浸透し、自然環境の保全と持続的な利用が進展。
- 持続可能な林業や農業が営まれるとともに、豊かな生態系が育まれ、自然環境が織りなす美しい景観が維持。

- 森林・農地等における水源の涵養が図られ、健全な水循環が維持。また、生活や経済活動に水資源が適正に利用。
- 河川・湖沼・地下水などの水環境が良好に保たれ、安心安全な水が確保。
- 清らかで美しい水辺環境が保たれ、人々が水に親しみふれあい、水辺地には豊かな生態系が確保。

- 良好な大気環境が保全されるとともに、生活を脅かす有害化学物質などのリスクが削減され、安心安全な生活環境が維持。

- 県民1人ひとりに3R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識が浸透し、持続可能な生産と消費行動が定着。
- 食品廃棄物など地域で発生する廃棄物を資源化し、地域内で利活用する「地域循環圏」が確立。
- 廃棄物の適正処理が推進され、不法投棄等の不適正処理の未然防止が図られた安心安全な生活環境が確保。

第4章 計画期間中の目標と実施施策

基本目標	
参加と連携による環境保全の推進	パートナーシップの構築 環境保全活動の推進
環境教育の推進	ESD（持続可能な開発のための教育）の普及促進 学校教育における環境教育の促進 地域における学習、体験機会の創出・支援
環境影響評価による環境保全の推進	環境影響評価制度の適切な運用 公共事業における環境配慮の推進
環境保全研究所の機能強化	環境保全に関する試験検査、調査研究、情報発信の強化 調査研究等に必要な体制整備
エネルギー需要の県民の手によるマネジメント	省エネ型の家庭用機器や産業機器の普及促進 快適な省エネ住まいづくり・まちづくりの推進 エネルギー特性に応じた適切な使用
再生可能エネルギーの利用と供給の拡大	再生可能なエネルギー普及の地域主導の基盤整備 再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大 再生可能な熱・燃料の拡大
総合的な気候変動対策の推進	気候変動への緩和対策 気候変動への適応対策
多様な自然環境の保全	生物多様性の保全 自然環境の持続可能な利用
豊かな自然とのふれあいの確保	自然保護センターの機能強化 都市住民等との交流の推進 自然体験活動を通じた環境教育の推進
森林や農山村の多面的機能の発揮	森林整備による生活環境や良質な自然環境の保全 野生鳥獣による生態系などへの被害防止 農業・農村の多面的機能の維持・発揮 美しい景観の保全
水資源の保全と適正な利活用	水収支の把握と河川流量の維持確保 水源地域の保全 地下水の涵養
安心安全な水の保全	水質監視 発生源対策 保全対策 水に関する危機管理対策
良好な水環境の保全	水辺空間の保全 水辺における生態系の保全 良好な水辺環境の維持
大気環境等の保全	大気環境等の保全 アスベスト対策 騒音・振動・悪臭の防止 光害対策等 放射能対策
化学物質対策	ダイオキシン類対策 化学物質対策
廃棄物の3Rの推進	2Rを意識した3Rの推進 広域を単位とした地域循環圏の形成
廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理の推進 不適正処理・不法投棄防止等の監視指導
■地域の特性に応じた取組の推進 ＜垂直ゾーニング＞山岳、高原、中山間地、低平地ごとに特色ある取組を記載。 ＜水平ゾーニング＞10の広域圏ごとに、地域が抱える課題や地域の個性を活かした取組を記載。	

第四次長野県環境基本計画 骨子

平成29年10月

長野県環境基本計画策定専門委員会

目 次

第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画の位置付け
- 2 S D G s（持続可能な開発目標）による施策の推進
- 3 計画の期間
- 4 対象とする施策の範囲

第2章 現状と課題

- 1 持続可能な社会の構築に関する状況
- 2 脱炭素社会の構築に関する状況
- 3 生物多様性・自然環境の保全と利用に関する状況
- 4 水環境の保全に関する状況
- 5 大気環境等の保全に関する状況
- 6 循環型社会の形成に関する状況

第3章 長野県の将来像

- 1 持続可能な社会の構築
- 2 脱炭素社会の構築
- 3 生物多様性・自然環境の保全と利用
- 4 水環境の保全
- 5 大気環境等の保全
- 6 循環型社会の形成

第4章 計画期間中の目標と実施施策

■基本目標

■実施施策

- 1 持続可能な社会の構築
- 2 脱炭素社会の構築
- 3 生物多様性・自然環境の保全と利用
- 4 水環境の保全
- 5 大気環境等の保全
- 6 循環型社会の形成

■地域の特性を踏まえた取組の推進

- ・垂直ゾーニング
- ・水平ゾーニング

第5章 計画の推進体制等

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗管理と評価
- 3 計画の見直し

第1章 計画の基本的考え方

- 第1章では、計画の策定に当たって、計画の位置付け、計画の期間、対象とする施策の範囲など、計画の基本的な考え方を示します。

1 計画の位置付け

- 長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例」（平成8年長野県条例第13号）第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年7月25日法律第130号）第8条に規定する本県の行動計画を包含するとともに、本計画における「水環境の保全」を「第6次長野県水環境保全総合計画」として位置付けます。

2 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進

- 平成27年（2015年）9月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴール*（目標）と169のターゲットが掲げられています。



- 目標達成に向けては、県民、事業者、NPO、行政機関などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

- 本県は、全国で4番目に広い県土を有し、その8割を占める広大な森林は清らかな水や空気を育み、多様な生物の生息場所となっています。本計画では、SDGsの視点を踏まえ、あらゆる主体のパートナーシップにより、こうした本県の美しく豊かな自然環境を次代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

3 計画の期間

- 平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成34年度（2022年度）を目標年度とする5年間を対象とします。

4 対象とする施策の範囲

- 持続可能な社会の構築に関すること。
- 脱炭素社会の構築に関すること。
- 生物多様性・自然環境の保全と利用に関すること。
- 水環境の保全に関すること。
- 大気環境等の保全に関すること。
- 循環型社会の形成に関すること。

（注）文中で「※」がついた用語は、用語解説を記載する予定です。

第2章 現状と課題

- 第2章では、計画策定の背景となる本県の環境をめぐる現状と課題について、主な項目ごとに、国内外の動向も含めて示します。

1 持続可能な社会の構築に関する状況

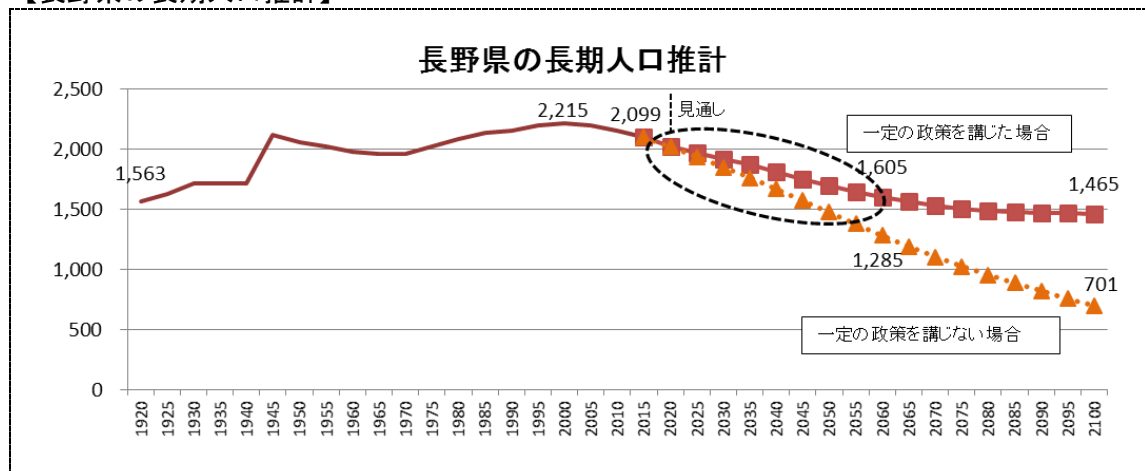
- SDGs を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されたことを受け、日本政府は平成28年（2016年）5月に「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定しました。この実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことがビジョンとして掲げられ、8つの優先課題と具体的な施策が定められています。また、「SDGs を全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である」とされ、地方自治体においてもSDGs 達成に向けた取組を促進することが求められています。

【持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の概要】



- 本県の人口は、平成12年（2000年）をピークに減少に転じ、当面は生産年齢人口を中心に総人口の急激な減少が続く、人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合でも、長期的には150万人程度で定常化する見通しとなっています。人口減少は、国内・域内需要や経済・社会・環境の担い手の減少をもたらすなど、地域活力の低下が懸念されています。

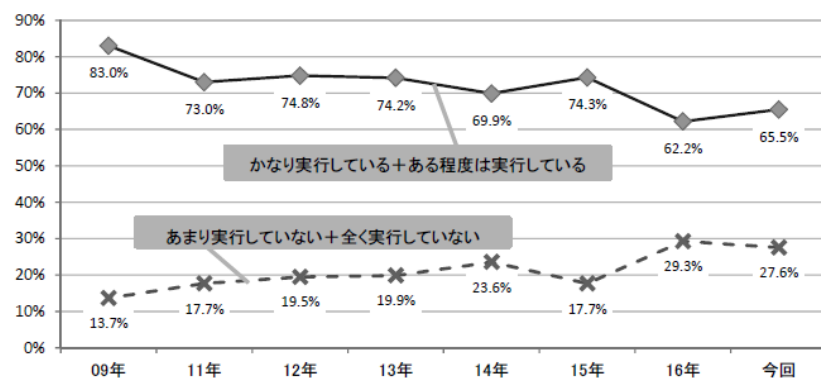
【長野県の長期人口推計】



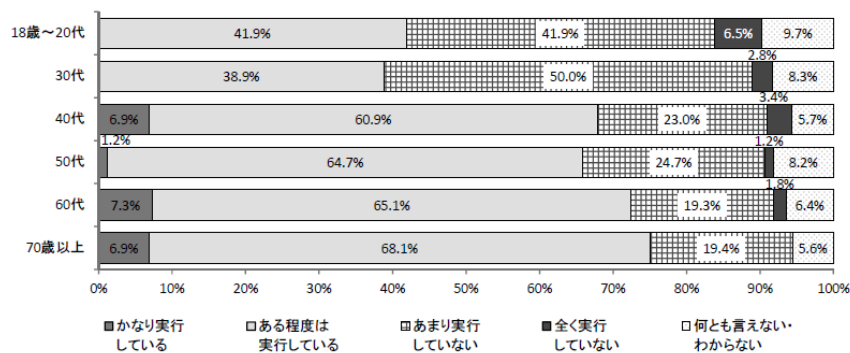
- 平成29年（2017年）6月に長野県世論調査協会・長野県環境保全協会が行った県民意識調査によると、日頃から「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」を実行している人の割合は全体で65.5%となっており、調査を開始した平成21年（2009年）の83.0%と比べ17.5ポイント減少しています。また、年代別にみると、40代以上の世代では65%以上が「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」を実行しているのに対し、30代以下の世代では40%前後にとどまっており、若い世代の環境への関心の低下がみられます。

【「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」に係る県民の意識】

<経年変化>



<年代別>

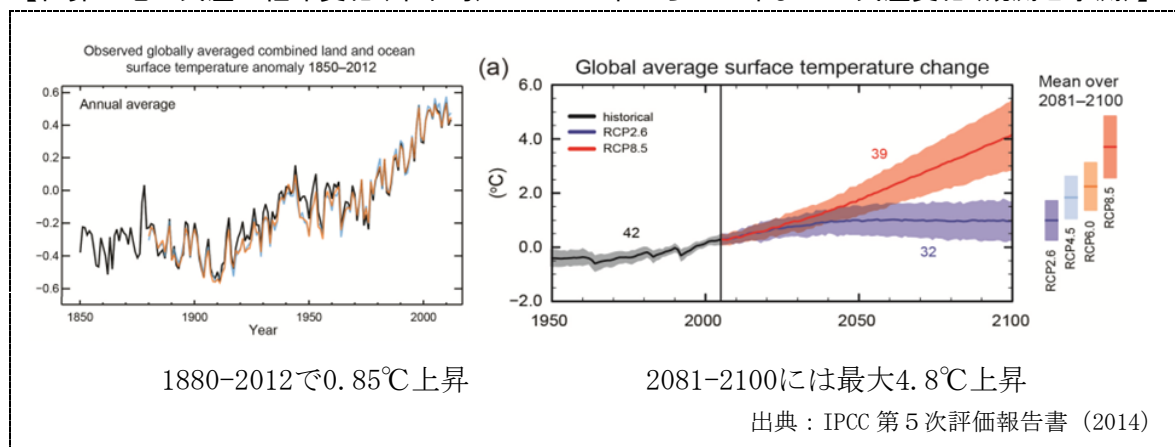


【出典】一般社団法人長野県環境保全協会・一般社団法人長野県世論調査協会「環境と暮らし2017」報告書（2017年5月11日～6月5日調査）

2 脱炭素社会の構築に関する状況

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成26年（2014年）に取りまとめた第5次評価報告書によると、「気候システムの温暖化には疑う余地はなく、1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである。」とされています。また、温暖化の原因は産業革命以降の人為的な温室効果ガス（CO₂やCH₄など）の排出量増加にあり、現状のまま環境対策よりも経済活動を優先した場合の温室効果ガス濃度のシナリオ（RCP8.5）では、21世紀末（2081年～2100年）までの世界平均地上気温の昭和61年（1986年）～平成17年（2005年）平均に対する上昇幅は、2.6～4.8℃の範囲に入る可能性が高いと予測されています。こうした気候変動は、すでに、気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、自然及び人間社会に大きな影響をもたらしています。今後、気候変動が進行すると、農林水産業、自然生態系、自然災害、健康などの様々な分野に広範囲で不可逆的な影響を生じさせる可能性が指摘されています。

【世界の地上気温の経年変化（年平均） 1950年から2100年までの気温変化（観測と予測）】

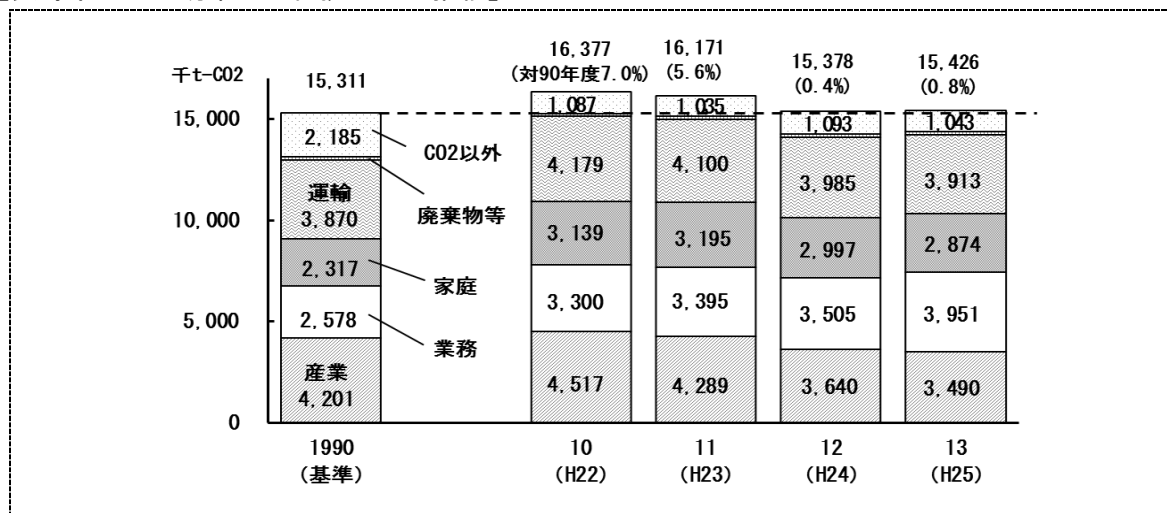


- 平成27年（2015年）12月12日、フランス・パリで開催されたCOP21において、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際約束であるパリ協定が採択され、「産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を迫及する」という世界共通の長期目標が定められるとともに、気候変動の脅威への対応を強化するため、適応能力を拡充するなど世界全体で目標を設定することとなりました。パリ協定の採択に前後して、国では平成27年（2015年）11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定するとともに、平成28年（2016年）5月には地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガスの排出を平成42年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で26%減とする中期目標を設定しています。また、本県では、平成25年（2013年）2月に策定した「長野県環境エネルギー戦略」において、温室効果ガス排出量を平成42年度（2030年度）に平成2年度（1990年度）比で30%減（平成25年度（2013年度）比で31%減）と、国を上回る削減目標を掲げています。
- こうした中、世界では脱炭素化を考える企業や自治体が増え、「RE100%イニシアティブ」など事業活動に必要なエネルギーをすべて再生可能エネルギーに由来するものに転換する動きが活発化しています。また、平成29年（2017年）9月、長野市で開催された「地域再生可能エネルギー国際会議2017」*で行われた日独自治体による首長サミットにお

いても、再生可能エネルギー100%地域を目指し、新たな取組と連携の行動を開始する「長野宣言」が採択されるなど、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの普及拡大による再生可能エネルギー100%地域の実現に向けた取組が広がり始めています。

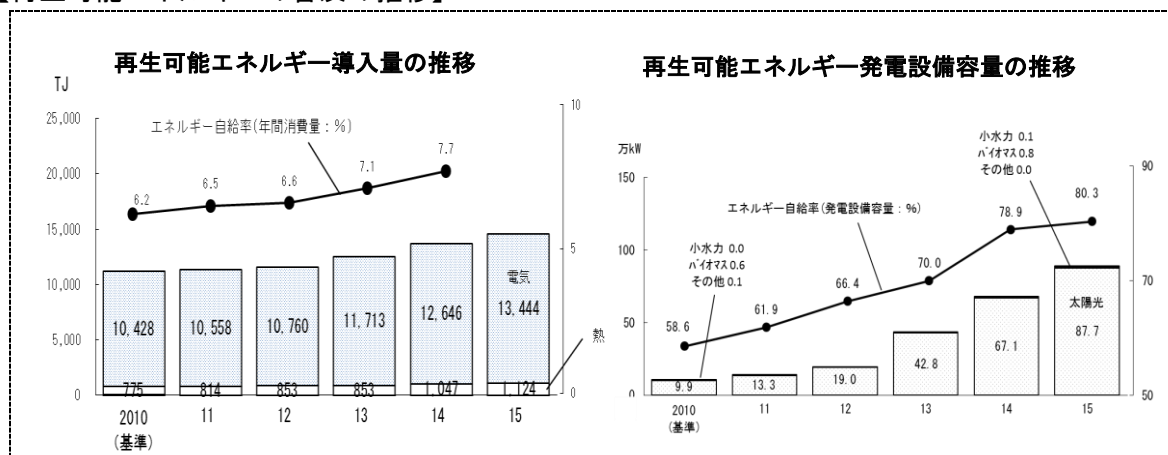
- 県内の平成25年度（2013年度）の温室効果ガス総排出量は1,542万 t-CO₂で、平成2年度（1990年度）比0.8%と増加していますが、平成22年度（2010年度）以降、減少傾向となっています。しかしながら、部門ごとにみると、産業部門（16.9%減）以外の運輸、家庭、業務部門で総じて増加しています。

【長野県の温室効果ガス総排出量の推移】



- 再生可能エネルギーの普及については、平成24年度（2012年度）の再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）※の導入や各種普及施策等により、太陽光発電を中心に導入量が増加しており、環境影響の少ない屋根置き太陽光発電については普及の余地が大きいと考えられています。一方で、小水力発電やバイオマス発電等の導入量は十分でなく、F I Tの対象とはならない再生可能エネルギーの熱の利用は普及が遅れています。

【再生可能エネルギーの普及の推移】

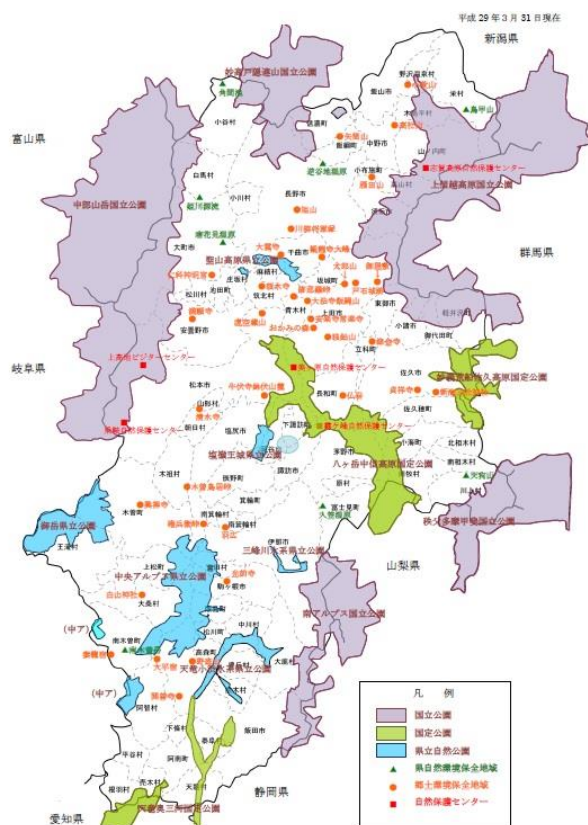


3 生物多様性・自然環境の保全と利用に関する状況

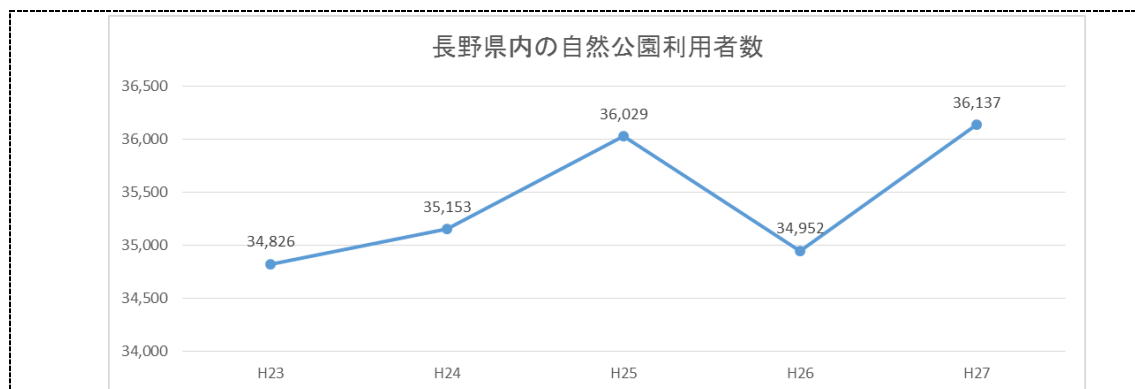
- 我が国は世界の中でも「生物多様性のホットスポット」と評価され、特に本県は、日本の中でも生物多様性の豊かな場所と考えられています。日本の屋根と称される高山帯を有する約3,000mの標高差のある複雑な地形や、日本列島形成に関わる新旧様々な地形・地質、農地・里山・草原から山岳まで多様な土地利用、日本海・内陸・太平洋の影響を受ける気候により、豊かな生物多様性が培われてきました。しかしながら、開発、過剰な捕獲・採取、里山の利用衰退、ニホンジカの分布拡大、外来種の移入・分布拡大、地球温暖化の影響などにより、絶滅のおそれがある種数は、平成26年（2014年）から平成27年（2015年）にかけて改訂した「長野県版レッドリスト」では、維管束植物804種（およそ3,000種中、およそ27%）、脊椎動物で98種（県内で記録のある在来447種中、およそ21%）に上るなど、多くの動植物の生息・生育が脅かされています。

県内の自然公園】

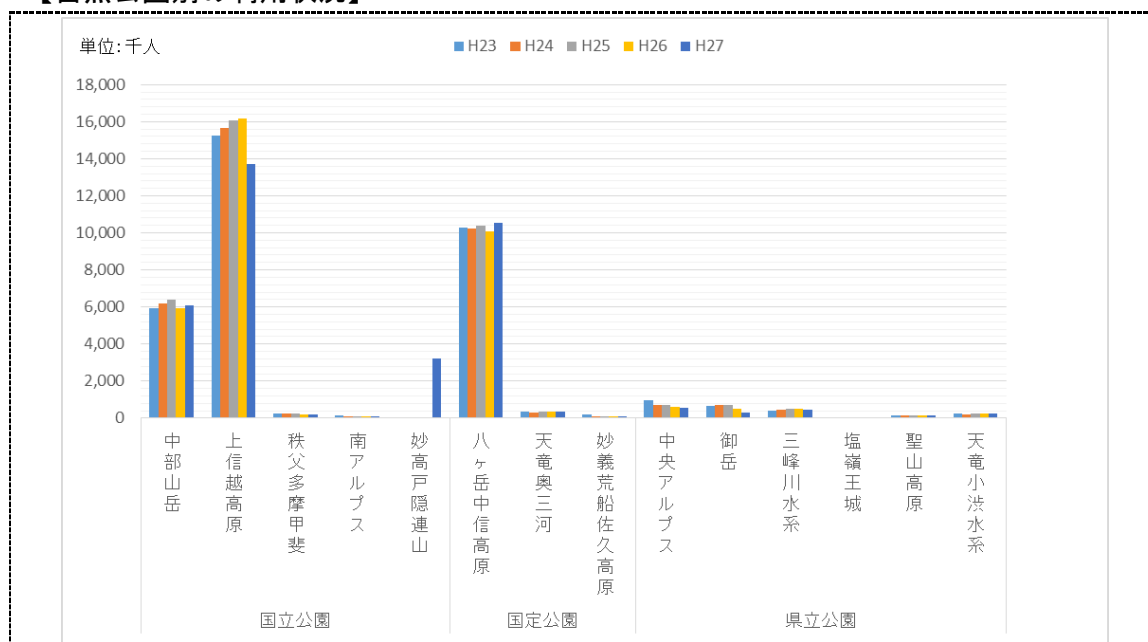
- 本県の山岳・高原地域の多くは自然公園に指定（国立公園5地域、国定公園3地域、県立自然公園6地域）され、その面積は全国で3番目の広さとなっており、年間約3,500万人が訪れるなど、近年、本県の豊かな自然環境との触れ合いを楽しむ人々が増えています。
- 本県の自然公園別の利用状況をみると、年間1,500万人が利用する「上信越高原国立公園」がある一方で、年間50万人に満たない自然公園もあり、地域の貴重な自然を地域の活性化に十分に活かしてきていない地域があります。また、利用者の増加により、踏みつけによる植生破壊やし尿処理などの課題が生じています。



【県内自然公園の利用者数の推移】



【自然公園別の利用状況】

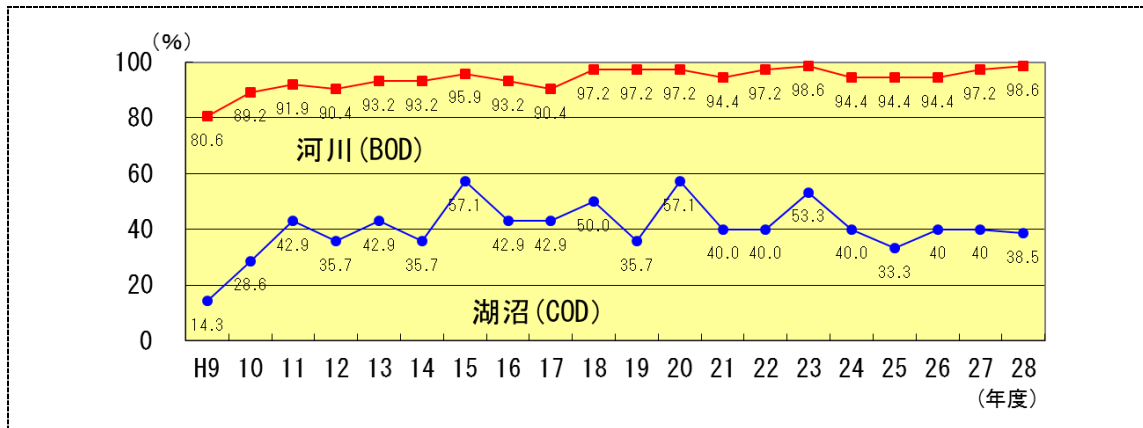


○里地里山は、集落を取り巻く森林、農地、ため池、草原等を構成要素とし、多くの野生生物を育む役割を果たしてきました。しかしながら、近年の産業構造等の変化や農山村の過疎化・高齢化により里地里山における人の活動が縮小したことに伴い、適正に管理されていない森林や荒廃農地が増え、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化などが危惧されます。

4 水環境の保全に関する状況

○ 本県には、日本海に注ぐ信濃川（千曲川）、姫川、関川と太平洋に注ぐ天竜川、木曽川、富士川、矢作川、利根川の8水系があり、その上流に位置する県として、水質などの保全に努める必要があります。県内の河川・湖沼などの水質は、下水道等の普及や家庭・工場からの排水の適正処理により、長期的には改善が進んでいます。平成28年度（2016年度）の河川の水環境基準達成率は98.6%と良好な状況にある一方、湖沼の水環境基準達成率は38.5%と低い状況となっています。

【環境基準（BOD※・COD75%値※）達成率の推移】

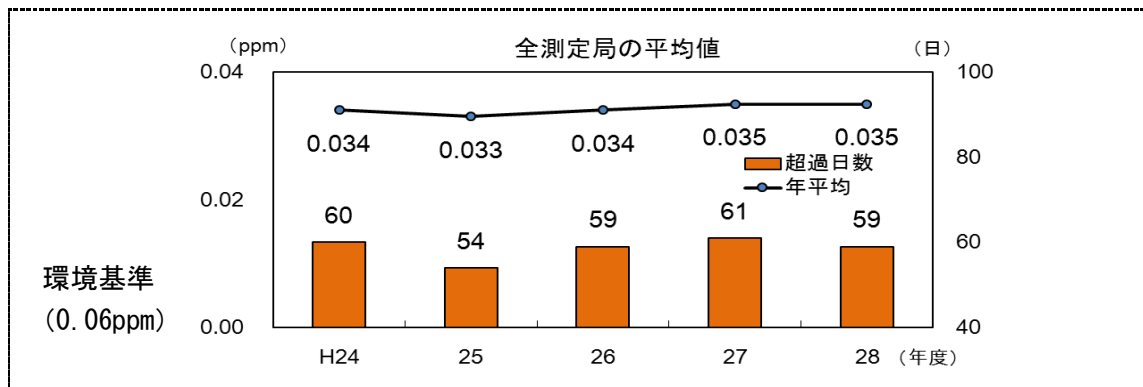


- 近年、水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少してきています。また、人口減少、過疎化・高齢化により森林、農地等において必要な手入れがされていない地域もあり、森林や農地等が持つ地下水の涵養機能の低下などが危惧されています。

5 大気環境等の保全に関する状況

- 光化学オキシダント*を除く大気汚染物質について、平成28年度（2016年度）は、全測定局で環境基準*を達成しており、概ね良好な状況が続いています。一方、光化学オキシダントは、そのすべてで環境基準は未達成となっています。また、近年、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）が国内外から移流することによる広域的な大気汚染が懸念されています。

【光化学オキシダントの年平均値及び環境基準を超えた日数の推移】



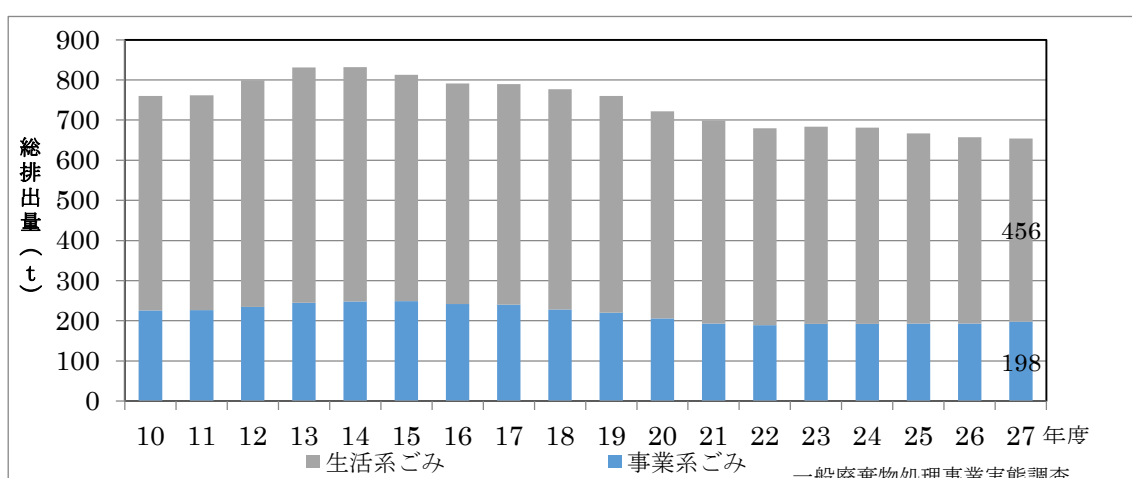
- アスベストが規制される平成18年8月以前に建築され、老朽化した建築物が増加し、解体時期を迎えています。今後、解体作業の増加が見込まれるため、アスベストの周辺環境への飛散が懸念されます。
- 道路交通による騒音の環境基準の達成率（平成28年度（2016年度））は94.9%で改善傾向にありますが、新幹線による騒音の環境基準の達成率（平成28年度（2016年度））は50.0%となっており、金沢延伸以降、一部新たに環境基準を超過する地点が見られます。
- 環境中のダイオキシン類*やベンゼン・トリクロロエチレンなど大気汚染物質の濃度は、

すべての測定地点で環境基準等を達成しており、良好な状況が続いています。

6 循環型社会の形成に関する状況

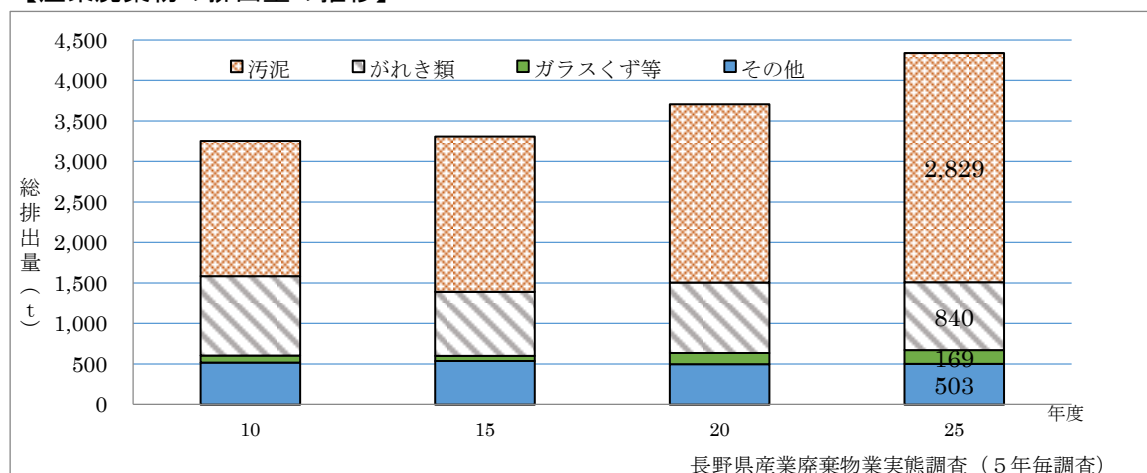
- 一般廃棄物については、平成27年度（2015年度）の総排出量は約65万3千tで年々減少しており、1人1日当たりの排出量は836gで、2年連続で日本一ごみの排出量の少ない県となりました。しかしながら、総排出量の減少幅は縮小しており、排出量に占める割合が高い生ごみや、事業系一般廃棄物の紙ごみの削減が進んでいません。

【一般廃棄物の排出量の推移】



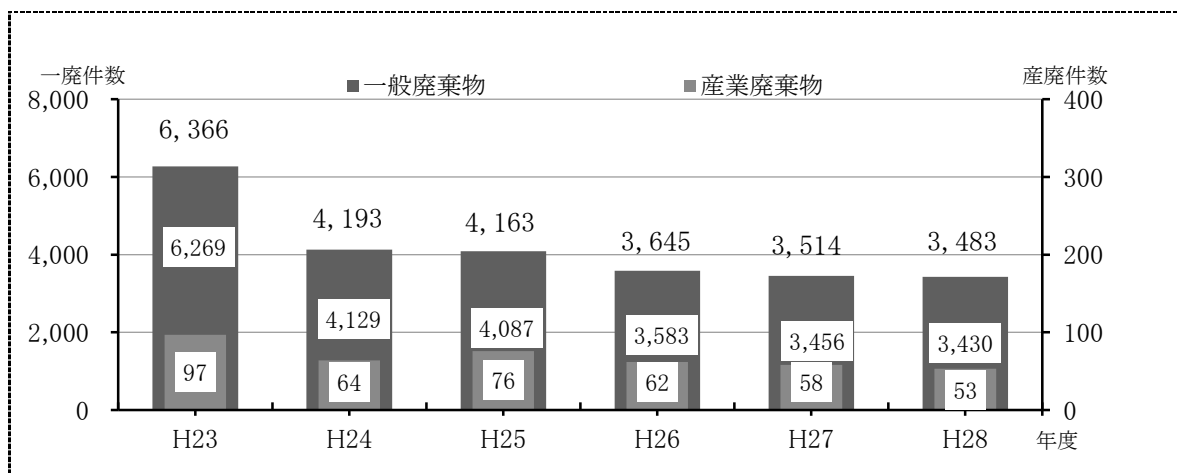
- 産業廃棄物については、平成25年度（2013年度）の総排出量は約434万1千tで、汚泥の増加により年々増加傾向にあります。また、がれき類など汚泥以外の廃棄物については横ばいの状況が続いています。

【産業廃棄物の排出量の推移】

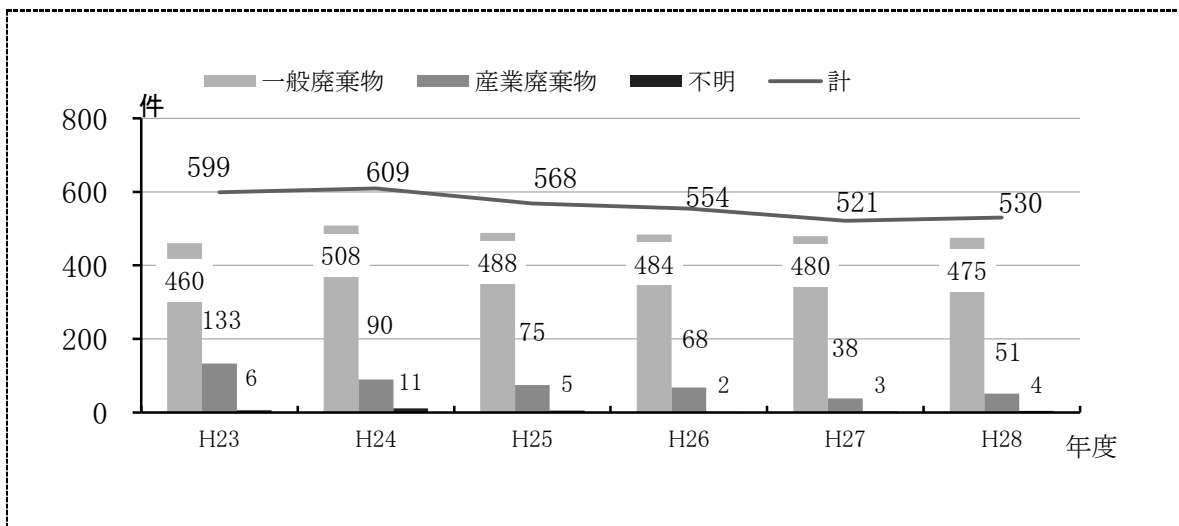


- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者等への立入検査は、毎年度12,000件以上実施していますが、廃棄物の保管基準違反や委託契約書・マニフェストの記載不備などが跡を絶たない状況にあります。また、不法投棄や野外焼却の発見件数は減少傾向にあるものの、年間3,000件以上の事案が発見されています。

【不法投棄発見件数の推移】



【野外焼却発見件数の推移】



- 廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）、廃石綿等及び廃水銀等の特定有害廃棄物については、処理方法の徹底が図られておらず、人の健康又は生活環境に係る被害の発生が懸念されます。
- 災害廃棄物の適正処理に当たっては、あらかじめ災害廃棄物の処理方針を定める災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時に迅速に対応することが求められます。しかしながら、この計画を策定している県内の市町村は約半数にとどまっています。

第3章 長野県の将来像

- 第3章では、第2章の現状と課題を踏まえ、本県環境の将来像として、将来（概ね2030年頃）の望ましい姿を示します。

1 持続可能な社会の構築

- 持続可能な社会の実現に向け、県民一人ひとりが日々の暮らしを見直し、環境に配慮した生産や消費を実践する人が増えています。
- 県民、事業者、NPO、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップが構築され、環境保全活動が活発に行われています。
- 本県の豊かな自然や環境を活かした新たなライフスタイルが定着し、移住者や交流人口が増加しています。

2 脱炭素社会の構築

- 家庭や事業活動など社会全体で省エネルギーが推進されるとともに、地域の地理的特性に応じて自動車から徒歩・自転車・公共交通などへ移動手段の転換が進んだ脱炭素型のまちづくりが実践されています。
- 地域での効率的なエネルギー利用が進み、使用するエネルギーは輸入依存の化石燃料から地域資源で生み出される再生可能なものへ転換した「再生可能エネルギー100%地域」に向けた取組が進展しています。
- 気候変動による影響が県民に広く共有され、気候変動に対する緩和策と適応策が社会全体で総合的に進み、当該影響による県民生活や自然環境等への被害が最小限あるいは回避されています。

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

- 本県の美しく優れた在来種を主体とした自然環境が保全され、世界的にも重要な希少動植物を含む生物多様性の確保が図られています。
- 本県の山岳・高原をはじめとした豊かな自然環境が保全され、地域資源としての価値が高まり、多くの人々が訪れています。また、利用者には環境に対する配慮意識が浸透し、自然環境の保全と持続的な利用が図られています。
- 荒廃していた森林や農地に人の手が入り、持続可能な林業や農業が営まれるとともに、豊かな生態系が育まれ、自然環境が織りなす美しい景観が保たれています。

4 水環境の保全

- 森林・農地等における水源の涵養が図られ、健全な水循環が保たれています。また、生活や経済活動において水資源が適正に利活用されています。
- 河川・湖沼・地下水などの水環境が良好に保たれ、安心安全な水が確保されています。
- 清らかで美しい水辺環境が保たれ、人々が水に親しみふれあうとともに、水辺地にはその場にふさわしい水生生物が生育・生息し、豊かな生態系が保たれています。

5 大気環境等の保全

- 良好な大気環境が保全されるとともに、生活を脅かす有害化学物質などのリスクが削減され、安心安全な生活環境が維持されています。

6 循環型社会の形成

- 県民一人ひとりに 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識が浸透し、大量生産・大量消費型の行動が見直され、持続可能な生産と消費行動が定着しています。
- 食品廃棄物など地域で発生する廃棄物を資源化し、地域内で利活用する地域循環圏が確立しています。
- 廃棄物の適正処理が推進され、不法投棄等の不適正処理の未然防止が図られた安心安全な生活環境が確保されています。

第4章 計画期間中の目標と実施施策

- 第4章では、第3章の「長野県の将来像」を実現するとともに、経済・社会・環境の統合的解決を通じ、真に豊かで持続可能な社会を構築するため、あらゆる主体の参加と連携により、今後5年間に取り組む施策を示します。

■基本目標

○

基本目標の考え方を記載します。

○

■実施施策

大項目	中項目	小項目
持続可能な社会の構築	参加と連携による環境保全の推進	①パートナーシップの構築 ②環境保全活動の推進
	環境教育の推進	①E S D（持続可能な開発のための教育）の普及促進 ②学校教育における環境教育の促進 ③地域における学習、体験機会の創出・支援
	環境影響評価による環境保全の推進	①環境影響評価制度の適切な運用 ②公共事業における環境配慮の推進
	環境保全研究所の機能強化	①環境保全に関する試験検査、調査研究、情報発信の強化 ②調査研究等に必要な体制整備
脱炭素社会の構築	エネルギー需要の県民の手に よるマネジメント	①省エネ型の家庭用機器や産業機器の普及促進 ②快適な省エネ住まいづくり・まちづくりの推進 ③エネルギー特性に応じた適切な使用
	再生可能エネルギーの利用と 供給の拡大	①再生可能なエネルギー普及の地域主導の基盤整備 ②再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大 ③再生可能な熱・燃料の拡大
	総合的な気候変動対策の推進	①気候変動への緩和対策 ②気候変動への適応対策
生物多様性・自然環境の保全と利用	多様な自然環境の保全	①生物多様性の保全 ②自然環境の持続可能な利用
	豊かな自然とふれあいの確保	①自然保護センターの機能強化 ②都市住民等との交流の推進 ③自然体験活動を通じた環境教育の推進
	森林や農山村の多面的機能の発揮	①森林整備による生活環境や良質な自然環境の保全 ②野生鳥獣による生態系などのへの被害防止 ③農業・農村の多面的機能の維持・発揮 ④美しい景観の保全
水環境の保全	水資源の保全と適正な利活用	①水収支の把握と河川流量の維持確保 ②水源地域の保全 ③地下水の涵養
	安心安全な水の保全	①水質監視 ②発生源対策 ③保全対策 ④水に関する危機管理対策

	良好な水環境の保全	①水辺空間の保全 ②水辺の生態系の保全 ③良好な水辺環境の維持
大気環境等の保全	大気環境等の保全	①大気環境等の保全 ②アスベスト対策 ③騒音・振動・悪臭の防止 ④光害対策等 ⑤放射能対策
	化学物質対策	①ダイオキシン類対策 ②化学物質対策
循環型社会の形成	廃棄物の3Rの推進	①2Rを意識した3Rの推進 ②広域を単位とした地域循環圏の形成
	廃棄物の適正処理の推進	①廃棄物の適正処理の推進 ②不適正処理・不法投棄防止等の監視指導

1 持続可能な社会の構築

【関連するSDGs】



【施策の方向性】

- 持続可能な社会の構築に向け、県民、事業者、NPO、行政機関などあらゆる主体との参加と連携により、環境保全活動を推進します。
- 県民に対する環境教育を推進し、環境に配慮する意識を高めます。
- 環境影響評価制度の適切な運用により、環境保全を推進します。
- 環境保全研究所の機能強化により、科学的知見から県の環境施策を推進します。
- 豊かな自然環境を活かした教育を推進し、子どもの豊かな育ちを支援します。

【達成目標】

--

(1) 参加と連携による環境保全の推進

- ①パートナーシップの構築
- ②環境保全活動の推進

(2) 環境教育の推進

- ①ESD（持続可能な開発のための教育）の普及促進
- ②学校教育における環境教育の促進
- ③地域における学習、体験機会の場の創出・支援

(3) 環境影響評価による環境保全の推進

- ①環境影響評価制度の適切な運用
- ②公共事業における環境配慮の推進

(4) 環境保全研究所の機能強化

- ①環境保全に関する試験検査、調査研究、情報発信の強化
- ②調査研究等に必要となる体制整備

【環境を活かした取組】

○幼児期の子どもの豊かな育ちの推進【再掲】

- ・「信州型自然保育認定制度」

○「生きる力」や豊かな人間性の醸成【再掲】

- ・「ふれあい自然体験キャンプ」

関連写真等

2 脱炭素社会の構築

【関連するSDGs】



【施策の方向性】

- 家庭、事業活動、交通など各分野のエネルギー需要の抑制と効率的な使用を促進するとともに、環境負荷の低いまちづくりを進めます。
- 地域主導型の再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 気候変動リスクの認識を県民が広く共有するとともに、廃棄物の排出抑制や森林整備等を含め、気候変動への緩和策や適応策を総合的に推進します。
- 環境エネルギー分野の産業化を進め、県内経済の発展に貢献します。

【達成目標】

(1) エネルギー需要の県民の手によるマネジメント

- ①省エネ型の家庭用機器や産業機器の普及促進
 - 家庭のエネルギー消費の効率化・抑制
 - 事業活動のエネルギー消費の効率化・抑制
- ②快適な省エネ住まいづくり・まちづくりの推進
 - 環境エネルギーに配慮した建築物の普及
 - 環境エネルギーに配慮した交通まちづくりの推進
- ③エネルギーの特性に応じた適切な使用
 - エネルギー需給情報の把握
 - エネルギーのピークシフト・チェンジの推進

(2) 再生可能エネルギーの利用と供給の拡大

- ①再生可能なエネルギー普及の地域主導の基盤整備
 - 自然エネルギーの情報を共有する体制の整備
 - 自然エネルギー事業の知見を生み、改良し、普及する仕組みづくり
 - 自然エネルギー事業の経験の促進によるリスクの軽減
- ②再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大
 - 自然エネルギー発電設備の設置拡大

- (ア) 太陽光発電
- (イ) 小水力発電
- (ウ) バイオマス発電（木質）
- (エ) バイオマス発電（非木質）
- (オ) 地熱発電・風力発電
- 水力発電事業の推進
- 新たな事業の担い手の育成、ビジネスモデルの創出支援

- ③再生可能な熱・燃料の拡大
 - グリーン熱供給設備の増加
 - 次世代自動車の普及や非化石燃料への利用転換の促進

(3) 総合的な気候変動対策の推進

- ①気候変動への緩和対策
 - 廃棄物の発生抑制やフロン類等の大気中への漏出防止
 - 木材利用の拡大や森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化の促進
 - 都市の緑化による二酸化炭素の吸収の促進
- ②気候変動への適応対策
 - 気候変動の実態把握と予測
 - 影響予測に基づいた適応策の推進

【環境を活かした取組】

- 環境エネルギー分野の産業化の促進
- 気候変動への適応策につながる技術開発の推進

関連写真等

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

【関連するSDGs】



【施策の方向性】

- 希少野生動植物の保全、外来種の駆除などを通じ、生物多様性の保全に取り組みます。また、本県の自然環境の保全と利用の調和を図り、持続可能な利用を進めます。
- 自然保護センターを自然保護活動やエコツアーの拠点として整備します。また、豊かな自然に親しむ機会の充実を図り、自然環境を大切にする心を育みます。
- 地域の状況に応じた森林整備や里山の保全、野生鳥獣被害対策を進め、森林や農山村の持つ多面的な機能の維持を図ります。
- 豊かな自然環境を教育、健康づくり、産業等に活用し、子どもの育ち、人々の健康増進、地域の振興等を支援します。

【達成目標】

(1) 多様な自然環境の保全

- ①生物多様性の保全
 - 科学的知見等の集積
 - 希少野生動植物の保全対策
 - 外来種対策の推進
 - 多様な主体の参加と連携による保全活動の推進
- ②自然環境の持続可能な利用
 - 自然公園の適正利用と施設整備
 - 自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理

(2) 豊かな自然とのふれあいの確保

- ①自然保護センターの機能強化
- ②都市住民等との交流の推進
- ③自然体験活動の推進

(3) 森林や農山村の多面的機能の発揮

- ①森林整備による生活環境や良質な自然環境の保全
 - 地域や森林の状況に応じた効率的かつ効果的な森林づくりの推進
 - 担い手対策の推進
- ②野生鳥獣による生態系などのへの被害防止
 - 被害集落の総合的な対策
 - ニホンジカ等の計画的な個体数調整の実施
 - 狩猟者の育成・確保
- ③農業・農村の多面的機能の維持・発揮
 - 農村環境の保全
 - 環境との調和を図る農業の推進
- ④美しい景観の保全
 - 美しい景観の育成
 - 地域主体による景観育成の推進
 - 美しい風景、景観を楽しめる道路環境の整備

【環境を活かした取組】

- 幼児期の子どもの豊かな育ちの推進
 - ・「信州型自然保育認定制度」
- 「健康」と「観光」の融合
 - ・森林セラピー、ヘルスツーリズム
- 「生きる力」や豊かな人間性の醸成
 - ・「ふれあい自然体験キャンプ」
- アウトドア観光の推進
- 農産物の付加価値の向上
- 豊かな森林資源による林業・木材産業の活性化

関連写真等

4 水環境の保全

【関連するSDGs】



【施策の方向性】

- 県民共有の財産である水資源を次世代に伝え残していくため、涵養機能を高め、水資源の保全を推進するとともに、適正な利活用との調和を図り、健全な水循環の構築を進めます。
- 良好な河川・地下水の水質を保全し、湖沼の水質の改善を進めるとともに、自然災害に対する防災・減災対策に取り組み、安心安全な水環境の保全を進めます。
- 親しみやすい水辺環境の整備や生態系保全の取組を進めるとともに、人々の水への関心をより一層高め、水の大切さを体感しながら、良好な水環境を保全し次世代へつないでいきます。
- 地域の豊かな水資源を企業誘致やまちづくりに活かし、産業の振興により地域の活性化を図ります。

【達成目標】

(1) 水資源の保全と適正な利活用

①水収支の把握と河川流量の維持確保

②水源地域の保全

③地下水の涵養

- 森林
- 農村部
- 都市部

(2) 安心安全な水の保全

①水質監視

②発生源対策

- 特定汚染源
 - (7) 生活排水対策
 - (4) 事業場排水対策
- 非特定汚染源

③保全対策

○河川、湖沼

④水に関する危機管理対策

○水に関する危機管理対策

(3) 良好な水環境の保全

①水辺空間の保全

○親水性に優れた水辺づくり

(ア) 河川

(イ) 農村

○自然との共生

②水辺における生態系の保全

③良好な水辺環境の維持

【環境を活かした取組】

○豊富な地下水を活かした企業誘致

○諏訪湖を活かしたまちづくり

関連写真等

5 大気環境等の保全

【関連するSDGs】



【施策の方向性】

- 大気環境の状況を常時監視して汚染状況を正確に把握するとともに、発生源に対する監視・指導により、清浄な大気環境の維持を図ります。また、騒音・振動・悪臭を防止するため、騒音などの実態把握を進め、良好な生活環境を保全します。
- ダイオキシン類などの有害化学物質の状況について監視を続け、状況の把握と県民への迅速な情報提供に努めます。
- 本県の美しい星空を観光資源として活用して、地域の振興を図ります。

【達成目標】

(1) 大気環境等の保全

- ①大気環境等の保全
 - 大気環境の常時監視
 - 発生源に対する監視・指導
 - 都市間の速達性確保、渋滞対策の推進
- ②アスベスト対策
 - 発生源対策
 - 環境モニタリング調査
- ③騒音・振動・悪臭の防止
- ④光害対策等
 - 良好な星空の観測環境の保全
- ⑤放射能対策
 - 空間放射線量等の測定

(2) 化学物質対策

- ①ダイオキシン類対策

②化学物質対策

- 化学物質の管理及び情報提供
- 化学物質の調査・研究

【環境を活かした取組】

- 星空観光の推進

関連写真等

6 循環型社会の形成

【関連するSDGs】



【施策の方向性】

- 市町村、事業者及び県民総参加による2R（リデュース、リユース）を意識した取組を促進し、廃棄物の発生抑制を徹底します。また、地域内での循環資源の利活用を進める「地域循環圏」の形成に取り組みます。
- 廃棄物の排出事業者や処理業者、廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理に対する監視指導を強化し、廃棄物の適正処理を推進します。
- 不用品食品等を生活困窮者へ提供するなど、社会的に弱い立場にある人々への支援に貢献します。

【達成目標】

(1) 廃棄物の3Rの推進

- ① 2Rを意識した3Rの推進
 - 一般廃棄物の発生抑制の推進
 - 産業廃棄物の発生抑制の推進
 - 再使用の推進
 - 再生利用の推進
- ② 広域を単位とした地域循環圏の形成

(2) 廃棄物の適正処理の推進

- ① 廃棄物の適正処理の推進
 - 産業廃棄物管理票制度の適切な運用の促進
 - 有害物質を含む廃棄物の処理
 - 災害廃棄物の処理
 - 優良産業廃棄物処理業者の認定
 - 「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」の適正な執行
- ② 不適正処理・不法投棄防止等の監視指導
 - 排出事業者・処理業者への監視指導
 - 過去の不適正処理事案への対応
 - 不法投棄等不適正処理防止のための体制

- 県民参加による不法投棄情報の収集
- 不用家電品等の無料回収業者への監視指導

【環境を活かした取組】

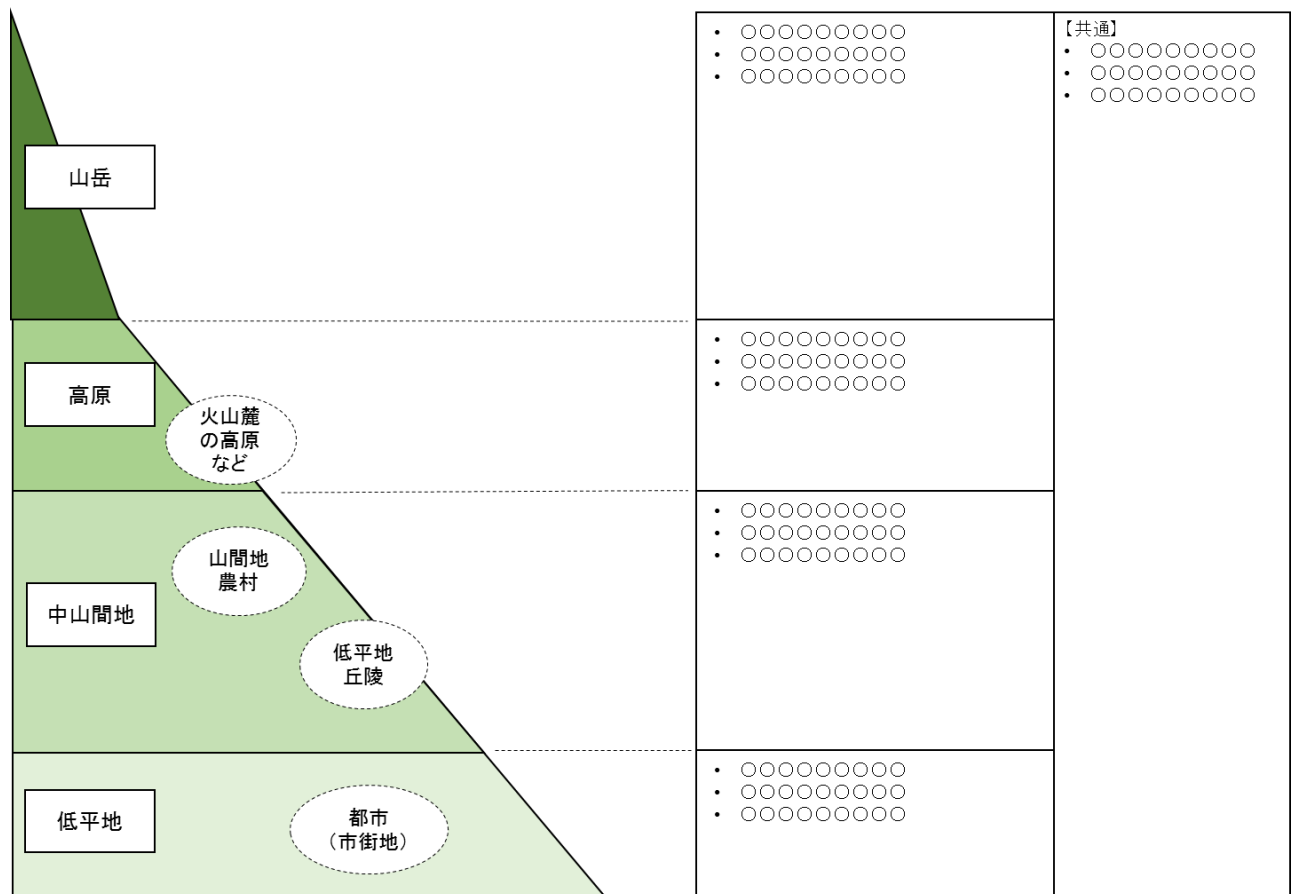
- 食品ロス削減と生活困窮者等への支援
 - ・フードバンク

関連写真等

■地域の特性を踏まえた取組の推進

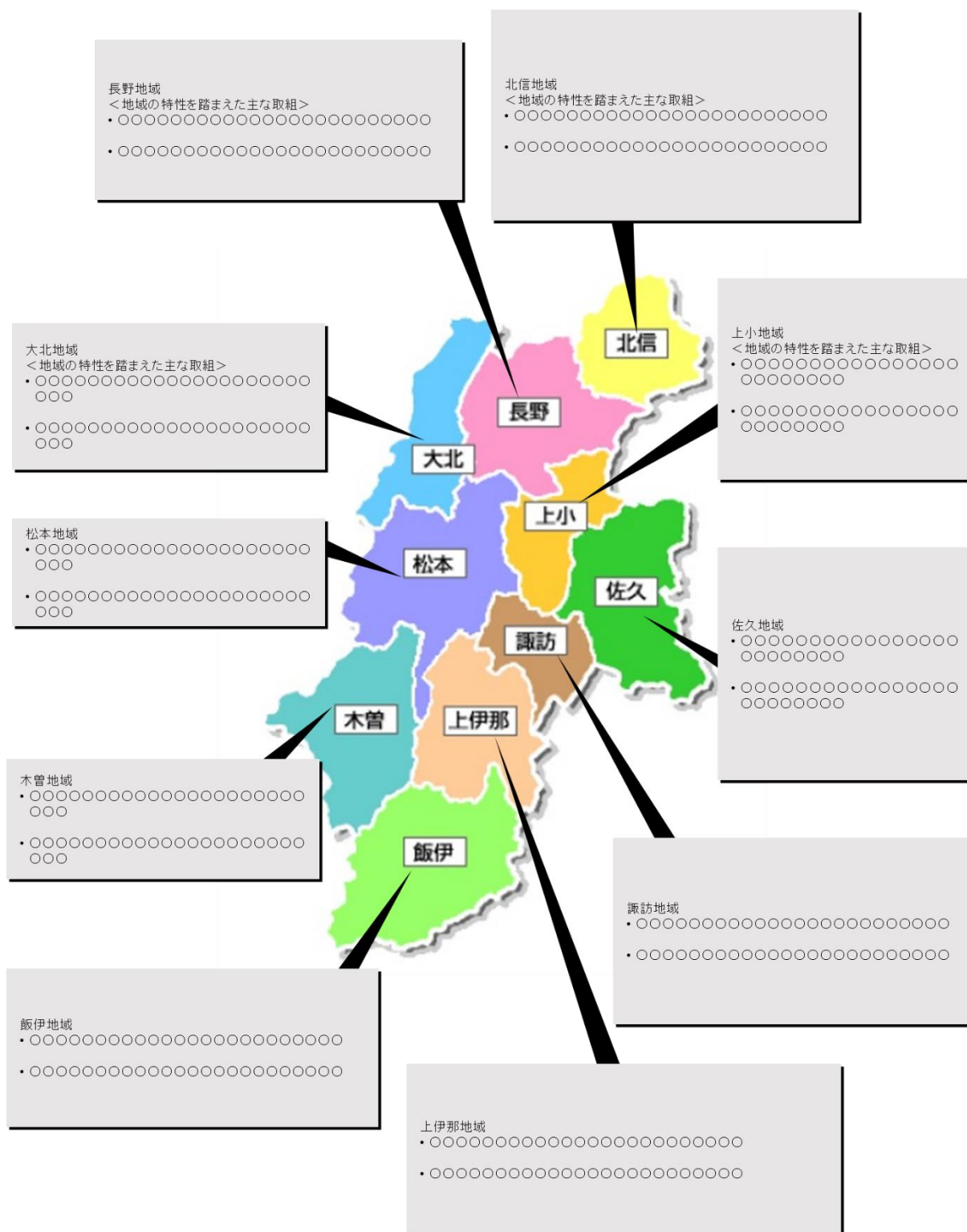
《垂直ゾーニング》

➤ 山岳、高原、中山間地、低平地ごとに特色ある取組を示します。



《水平ゾーニング》

➤ 10の広域圏ごとに、地域が抱える課題や、地域の個性を活かした取組を示します。



第5章 計画の推進体制等

- 第5章では、本計画に基づく施策が適正な進捗管理の下に、効果的に推進されるよう、計画の推進体制や評価の手法などについて示します。

1 計画の推進体制

- 計画の推進に当たっては、環境部を中心に関係部局で組織する環境管理推進委員会により、全庁的な取組を展開します。
- 多岐にわたる環境問題に対応し、環境行政を効果的に推進するため、各種研修などを通じて、環境行政を担当する県職員の能力の開発、資質の向上を図ります。
- 信州豊かな環境づくり県民会議をはじめとして、あらゆる主体に計画に基づく取組を呼びかけ、多くの県民の行動・参加により、持続可能な社会の実現を目指します。

2 進捗管理と評価

- 環境管理推進委員会において、計画の進捗管理を行い、達成目標に対する評価を毎年度行います。その結果を踏まえ、施策の見直しや改善などを行っていきます。
- 計画に基づく施策の進捗状況については、毎年度作成する「長野県環境白書」において公表し、長野県環境審議会へ報告します。

3 計画の見直し

- 社会状況や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合などには、計画期間中であっても計画の見直しを行います。